

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の11月の空間放射線量を公表します。

○基準値

0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

○測定値について

村では、群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、空間放射線量を測定しています。

測定機器：ハンディー型線量計(A2700型Mr.Gamma)

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	11月10日	11:38	役場・保健相談センター	新井790-1	0.096	0.080	0.072	晴れ	東側駐車場中央付近
2	11月9日	16:27	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.078	0.078	0.067	晴れ	敷地中央付近
3	11月9日	15:18	中央保育園(兼 うぐいす学童)	山子田2531-19	0.066	0.056	0.055	晴れ	園庭中央付近
4	11月9日	15:41	北部保育園	長岡1109	0.084	0.083	0.072	晴れ	園庭中央付近
5	11月10日	10:45	南部保育園	広馬場1763-1	0.079	0.067	0.071	晴れ	園庭中央付近
6	11月10日	13:16	南部第2学童	広馬場1156-1	0.089	0.071	0.063	晴れ	敷地中央付近
7	11月9日	16:04	児童館	長岡1404-1	0.085	0.085	0.087	晴れ	園庭中央付近
8	11月10日	14:19	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.042	0.050	0.046	晴れ	駐輪場中央付近
9	11月10日	14:36	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.052	0.054	0.048	晴れ	グラウンド中央付近
10	11月10日	10:17	北小学校(兼 北部第1学童)	山子田1261	0.058	0.063	0.061	晴れ	グラウンド中央付近
11	11月10日	13:37	南小学校	広馬場1142	0.043	0.045	0.040	晴れ	グラウンド中央付近
12	11月10日	9:54	北幼稚園	山子田1322-1	0.077	0.072	0.077	晴れ	園庭中央付近
13	11月10日	15:03	南幼稚園	広馬場1143-1	0.084	0.078	0.080	晴れ	園庭中央付近
14	11月10日	11:09	南部コミセン(兼 南部第1学童)	広馬場1088	0.089	0.081	0.080	晴れ	正面駐車場中央付近
15	11月10日	9:31	総合グラウンド	山子田2037	0.090	0.090	0.090	晴れ	野球及びサッカーグラウンド境界付近

ふるさと納税について

榛東村サポーターを募集します

村では、「榛東村を応援したい!」「もっと魅力のある村になってほしい!」という方を募集しています。榛東村で生まれ育った、以前榛東村に住んでいた、父母・祖父母・親戚・友達が住んでいるなど、現在村外に住所がある方で、榛東村に愛着を持っている方であればどなたでも寄附することができます。

■ふるさと納税とは

「ふるさとを応援したい!」という方などが、市区町村に寄附をした場合に、所得税や翌年度の個人住民税が一定額まで税額から控除される制度です。

■寄附したお金の使いみち

次の事業の中から寄付金の使いみちを決めていただくことができます。

- ①自然環境の保全に関する事業 ②村民の健康増進および福祉の向上に関する事業
- ③産業の振興および魅力ある観光地づくりに関する事業 ④文化財や生涯学習、文化振興に関する事業
- ⑤その他目的達成のために必要な事業

※⑤を選択した場合は、村長が必要と認める事業に要する費用に充てさせていただきます

■寄附の金額

1,000円以上から受け付けています。

■手続き

役場基地・財政課で受け付けています。

■特典について

所得税や翌年度の個人住民税が一定額まで控除されるほか、寄付額に応じて奨励記念品として村の特産品であるワインとハムの詰め合わせ、シチューセットなどを贈呈させていただきます。

▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線242)へ

高額医療・高額介護合算療養費を支給します

○高額医療・高額介護合算療養費制度とは

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、同じ世帯で医療費の負担と介護費の負担がある場合に、その負担を軽減するための制度です。

○高額医療・高額介護合算療養費自己負担限度額

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が次の表の自己負担限度額を超えたとき、その超えた金額が500円以上の場合に、申請をすることによって高額医療・高額介護合算療養費が支給されます。ただし、福祉医療費受給資格者は医療費の自己負担がないため、高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となった場合、介護保険分相当額のみでの支給となります。

所得区分		自己負担限度額		
		後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険 (70～74歳) + 介護保険	国民健康保険 (70歳未満) + 介護保険
1	現役並み所得者 ^{※1} または 上位所得者 ^{※2}	67万円	67万円	126万円
2	一般 ^{※3}	56万円	56万円	67万円
3	低所得者 ^{※4}	II ^{※4}	31万円	34万円
4		I ^{※5}	19万円	

※1 国民健康保険(70歳以上)または後期高齢者医療制度の被保険者で住民税課税所得が145万円以上の方

※2 70歳未満の国民健康保険の被保険者で基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯

※3 現役並み所得者、上位所得者、低所得者I及び低所得者II以外の方

※4 属する世帯の世帯員全員が住民税非課税の方

※5 世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の70歳以上の方
(年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下)

○高額医療・高額介護合算療養費の支給申請

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となった場合は、申請方法や申請に必要なものなどを記載したお知らせを平成23年12月から平成24年1月中旬に郵送します。このお知らせが届きましたら、お早めに健康・保険課で支給申請をしてください。ただし、平成22年8月から平成23年7月までの間に、次の①から③に該当した場合はお知らせが送付できないことがありますので、支給対象になると思われる方は健康・保険課までお問い合わせください。

- ①市町村を越えて住所異動をした場合
- ②他の健康保険から国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した場合
- ③国民健康保険から後期高齢者医療制度に移った場合

また、被用者保険など榛東村国民健康保険または後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入される方は、村が交付する「介護保険自己負担額証明書」を添えて加入する健康保険に高額医療・高額介護合算療養費の支給申請をしてください。証明書は健康・保険課で交付しますので、次のものを持って健康・保険課までお越しください、

■証明書交付申請に必要なもの：健康保険被保険者証、印鑑、預金通帳など金融機関口座番号等が分かるもの
福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)へ